二　臓器の摘出を受けた者と当該臓器を使用した移植術を受けた者との親族関係を明らかにすることができる書類

附　則

この省令は、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十二年一月十七日）から施行する。

○厚生労働省令第四号

障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第一条第一号及び第二号の規定に基づき、障害者自立支援法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年一月十四日

厚生労働大臣　長妻　昭

障害者自立支援法施行規則の一部を改正する省令

障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第六条の十三第五号中「、直腸又は小腸」を「若しくは直腸、小腸又は肝臓」に改める。

第六条の十四第五号中「又は小腸」を「、小腸又は肝臓」に改める。

附　則

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十二年一月十四日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―三〇―六九

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第二号中「、成田空港事務所」を削り、同項第三号中「釧路空港事務所」の下に「、成田空港事務所」を加え、同条第二項の表前項第二号の業務の項中「成田空港事務所又は」及び「成田空港事務所、」を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

○宮内庁告示第一号

平成二十三年歌会始のお題は、次のように定められた。

葉

平成二十二年一月十四日

宮内庁長官　羽毛田信吾

○外務省告示第十九号

平成二十一年十二月二十一日にマナグアで、サンタフェ橋建設計画（詳細設計）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がニカラグア共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　サンタフェ橋建設計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　七千六百万円

3　贈与の供与期限　平成二十四年七月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　**斎**藤伸一在ニカラグア大使

ニカラグア側　サムエル・サントス・ロペス外務大臣

平成二十二年一月十四日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第二十号

平成二十一年十二月二十二日にスバ（フィジー）で、キリバス共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がキリバス共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　キリバスの経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。

2　贈与額　一億円

3　署名者

日　本　側　吉澤裕在キリバス大使（フィジーにて兼轄）

キリバス側　アノテ・トン大統領兼外務大臣

平成二十二年一月十四日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第二十一号

平成二十一年十月一日にリマで、体育庁柔道器材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がペルー共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、平成二十一年十二月四日に効力を生じた。

1　援助の目的及び内容　体育庁柔道器材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　四千四百五十万円

3　贈与の供与期限　平成二十四年四月三十日まで

4　署名者

日本側　目賀田周一郎在ペルー大使

ペルー側　ホセ・アントニオ・ガルシア・ベラウンデ外務大臣

平成二十二年一月十四日

外務大臣　岡田　克也

○厚生労働省告示第一号

障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第三十五条第一項第一号の規定に基づき、障害者自立支援法施行令第三十五条第一項第一号の支給認定に係る自立支援医療について費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならない者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第百五十八号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年一月十四日

厚生労働大臣　長妻　昭

第二号の表中「小腸機能障害」を「小腸機能障害、肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る。）」に改める。

○厚生労働省告示第四号

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令（平成三年政令第五十二号）第十条の規定に基づき、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第十二条第五項第四号の登録を受けた講習会（以下「登録講習会」という。）として次のとおり登録したので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令第二十一条第一号の規定に基づき、公示する。

平成二十二年一月十四日

厚生労働大臣　長妻　昭

登録講習会の実施者の名称及び主たる事務所の所在地	登録講習会の実施期間
社団法人日本食品衛生協会　東京都渋谷区神宮前二丁目六番一号	平成二十二年一月十八日から同月二十日までの間、平成二十二年一月二十七日から同月二十九日までの間、平成二十二年二月八日から同月十日までの間及び平成二十二年三月八日から同月十日までの間
社団法人日本食鳥協会　東京都千代田区神田東松下町十七番地	
全国食鳥肉販売業生活衛生同業組合連合会　東京都台東区下谷二丁目一番十号	

○厚生労働省告示第二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の二第二項（同法第六十三条の三の二第三項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百五十七号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年一月十四日

厚生労働大臣　長妻　昭

別表第1の1の注5中「、直腸」を「若しくは直腸」に、「の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能」を「、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能又は肝臓の機能」に改める。

○厚生労働省告示第三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）附則第二十一条第二項の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十二号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年一月十四日

厚生労働大臣　長妻　昭

別表第1の1の注4中「、直腸」を「若しくは直腸」に、「の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能」を「、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能又は肝臓の機能」に改める。